

Q12 有機フッ素化合物(PFOS等)問題とは何ですか。

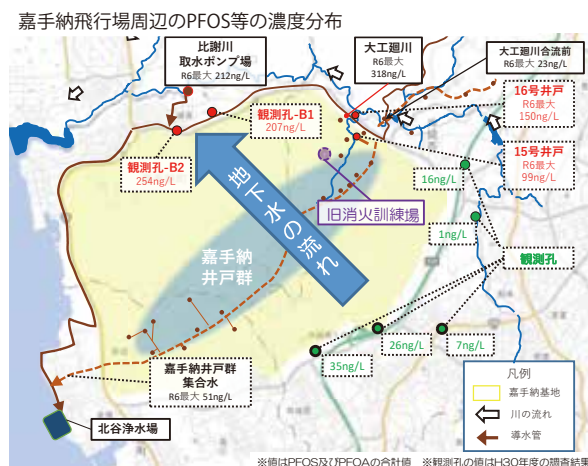
A

米軍基地に起因する環境問題について、県民の健康及び生活環境への影響が懸念されています。

嘉手納飛行場、普天間飛行場やキャンプ・ハンセン周辺の河川、湧き水等から有機フッ素化合物(PFAS)※1の一種であるPFOS等が高濃度で検出されており、これまでの調査結果から、これらの米軍基地内が汚染源である可能性が高く、特に嘉手納と普天間は基地を挟んで上流より下流が高濃度であるなど蓋然性が高い状況となっています。しかし、県が求める基地内立入調査は認められず、原因特定や対策が困難な状況です。

そのため県は、引き続き立入調査を求めるとともに、国に対し原因究明調査と浄化対策等を行うよう強く求めています。

また、周辺の河川及び地下水は貴重な水源となっており、特に浄水場ではこれら高濃度のPFOS等の濃度低減の対策のために毎年多くの費用が生じています。



米軍の飛行場を挟んで、地下水の下流側(左)で高濃度のPFOS等が検出されており、米軍基地が汚染源である蓋然性が高い。

キーワード

● 有機フッ素化合物(PFAS)※1

ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称で1万種類以上の物質がある。PFOSとPFOAはその一種で、環境中で分解されにくく、蓄積される性質がある。PFOSは泡消火薬剤、半導体等に、PFOAは泡消火薬剤、繊維等に使用されてきたが、現在は国際的な規制が進んでいる。

化学物質による環境問題

化学物質による環境問題は、運用中の米軍基地だけではなく、返還跡地においてもタール状物質の入ったドラム缶が地中から発見された事例や、土壌から鉛や六価クロム等の有害物質が環境基準値を超えて検出される事例等があります。

Q13 日米地位協定とは何ですか。また課題は何ですか。

A

日米地位協定は、在日米軍による施設・区域の使用を認めた日米安全保障条約第6条を受けて、施設・区域の使用のあり方や日本における米軍の地位について定めた条約です。

具体的には、施設・区域の提供、米軍の管理権、日本国の租税等の適用除外、刑事裁判権、民事裁判権、日米両国の経費負担、日米合同委員会の設置等が定められています。

日米地位協定は、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や国民の要望にそぐわないものとなっており、刑事裁判権、米軍の管理権としての基地使用のあり方、環境汚染など、様々な問題点が指摘されていますが、昭和35年(1960年)に締結されて以降、改定は一度も行われていません。

政府は、米軍及び在日米軍施設・区域を巡る問題を解決するためには、日米地位協定の運用の改善によって対応していくことが合理的であると説明しています。

沖縄県としては、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えており、国に対して毎年度要請を行っています。

平成14年11月の婦女暴行未遂事件の起訴前引き渡し拒否の事例

日米地位協定第17条(概要)

公務外の事件・事故の場合、裁判権は日本側にあるが、被疑者が米側に拘束された場合は、日本側が起訴するまで、引き続きその身柄を米側が拘束する。



運用改善

平成7年10月の日米合同委員会合意

殺人又は強姦という凶悪な犯罪に係る起訴前の拘禁の移転についての日本側からの要請に対し、米側は好意的な考慮を払う。



しかし

平成14年11月 婦女暴行未遂事件(沖縄県)

日本側の起訴前の身柄引き渡し要請に対し、米側は明確な理由を示さないまま拒否。
→起訴前の身柄引き渡しの判断は、依然として米側の裁量に委ねられている。

